

宝塚市学校給食システム導入業務提案審査基準

1. 評価の方法

内容点（企画提案書、および、企画提案説明会のプレゼンテーションを評価）、実績点（類似業務実績調書をもとに算出）、機能点（機能評価表をもとに算出）、価格点（見積書をもとに算出）、デモンストレーション点（業務担当者向け説明会にて評価）の合計点数を評価点数とする。

なお、「様式9 機能評価表」において、本市が必須と考える項目を必須項目として設定している。その項目が一部でも実現できないと判断される場合もしくは記載のない場合には、失格とする。

本プロポーザルに関して、提案事業者が1社のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、内容点、実績点、機能点及びデモンストレーション点の合計が満点の60%未満の場合には不採用とする。

2. 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定は、評価点数の上位1社を優先交渉権者とする。評価点数の同じ者が2社以上あるときは、内容点が高い者を優先交渉権者とする。

なお、内容点が同値で単独第2位が決定できない場合は、さらに価格点が高い者を優先交渉権者とする。それでも単独第2位が決定できない場合は、同点1位となっている提案を対象に再度採点し優先交渉権者を決定する。この場合の採点方法は、評価委員が協議の上決定する。

3. 価格点

価格点は、見積書により次の通り算出する。

価格点＝価格点（満点）×（1－見積価格／参考予算上限額）・・・価格点算出式
参考予算上限額を超える見積価格提出者は失格とする。

価格点については、上記計算式に基づき価格点を算出する。